



26年4月院外異動スケジュール

異動が生活に支障をきたす場合は組合に相談を 異議申し立てができます

看護師（歯科衛生士含む）

日時
2月24日（火） 14時 本人内示
2月25日（水） 11時 異議申し立て締切
2月27日（金） 14時 決定

コメディカル・技能・福祉・五大技術

日時
3月3日（火） 14時 本人内示
3月4日（水） 11時 異議申し立て締切
3月6日（金） 14時 決定

事務

日時
3月18日（水） 14時 本人内示
3月19日（水） 11時 異議申し立て締切
3月24日（火） 14時 決定



異議申し立て制度はムリな異動から職員を守り働き続けるための制度です

子育て、介護、ご自身の病気療養等がある場合、異動すると通勤時間が長くなるなど、暮らしと仕事の両立が困難になることがあります。そのような場合は、一人で悩まず組合に相談し異議申し立ての制度を活用してください。まず支部役員に連絡してください。ついで右のQRコードから都立病院労組HPへアクセスし、異議申し立ての手順を確認し、異議申し立て書をダウンロードし記入して下さい。異議申し立て書には、記入例が記載されているので参考にして記入してください。

異議申し立てを行う場合は、注意点が2つあります。1つは、管理職に組合を通じて異議申し立てをすることを伝える必要があることです。2つ目は、時間を厳守です。労組本部での異議申し立ての締め切りは、翌日の11時とタイトなのですが、これを過ぎてしまうと受け付けられなくなります。ご注意ください。

